

中央情勢報告

**「重症児（者）在宅と施設における生活を豊かにする方策を求めて」**

西日本短期大学講師・守る会運動推進委員 山崎 國治

**障害者自立支援法案の状況について**

法案は、2月10日閣議決定し障害者自立支援法案として国会に提出された。当初は給付法案であったが、給付がとれた理由は7月8日衆議院厚生労働委員会での答弁にある様に応能負担から応益負担になり1割負担になる。給付ばかりでなく負担も多いことから障害者支援給付法案から給付をはずし支援法案となった。4月26日衆議院本会議にて尾辻大臣が説明した。その後、数回の厚生労働委員会が開催され7月13日（水）に開催される委員会で議決の可能性もある。与党・野党間での修正協議も混沌とし、修正もなく議決されることに危機感を抱いた障害者団体も急遽会議を開き声明を出した。このような動きから与党から以下4点の修正案が出されることとなった。

1. 所得保障について就労支援、税制改定を含め幅広く検討する規定を設ける。
  2. 難病、発達障害者もその法律の対象になる様に定義を検討していく規定を設ける。
  3. 公費医療制度改革については、17.10.1施行予定であったが18.1.1に延期する。
  4. 法律の第1条は目的に、障害者基本法をふまえ自立と社会参加を入れる。
- 他に16項目があるが政省令に関する要望になっている等々昨日までの支援法に関する一連の経過報告をいただき7月13日が委員会議決になる可能性が大であるとのことであった。

**児童福祉施設徴収金の未納状況について**

守る会長崎県支部成年後見制度学習会において、講師から施設入所者の親は成年後見人になれないとの発言があった。これは児童福祉施設徴収金の未収が多く、子供の財産を自由に使っている親は後見人にはふさわしくないとの主旨のようである。ちなみに長崎県での未収金は8,200万そのうち重症児分は県内3施設(455床)で15年度決算が6,400万とのこと。ある機構病院(160床)では14年度約135万(7名)、15年度約220万(13名)、16年度(33名、2月まで)約361万、計720万弱になる。

1施設だけでこの金額になる。なぜ払わないか？なぜ払えないか？等親の会の運動として取り組まなければならない問題である。今までは徴収は県であったため施設では把握していない。滞納があっても措置費は自動的に施設に入ってくる。今後、支援法に移行すると契約制になり1割負担となり施設に払うことになる。施設はこの1割と県からの9割で経営することになる。施設には療育の向上を親の会として要望しているが、納めるべきものを納めない、入ってくるものも入ってこないのでは、当然経営を圧迫することになるから療育の向上等望めないこともあるかもしれない。これから契約制になり契約書を交わす時に滞納があると、契約を解除するという条項は盛り込まれると思われる。入所している子供達へのサービスの低下を招くことになることを十分認識しておかなければならない。

## **成年後見のこと**

成年後見人に誰がなるかと言うことは裁判所が決めることであり、家庭裁判所の裁判官が審判で決めることで、両親が何らかの理由でふさわしくないということであれば成年後見人としての審判がおりないということになる。多くの場合は両親がなっていることが多い。施設が後見人になれないという点については特に国立病院機構では難しいが、福祉施設はその法人が了解すると可能なこともあるとする意見もある一方で、サービスを提供する側と、サービスを提供されている側との相互の利益が相反する場合、後見人になることは出来ないと考えられている。しかし、通所施設が先日後見人になったという新聞記事があったが、この場合には多分、成年後見監督人をつけているのではないかと思われる。

以上本題に入る前、特に今注目されている支援法案の動きを解説していただいた他、成立後に予想される契約に関わる条件整備として必要になる成年後見や費用負担・徴収にかかる問題点を説明していただいた。

本題では、障害者自立支援法案の内容について資料に基づき解説いただき、特に障害者区分判定により、福祉型に分類された国立病院機構入院中の入院児（者）の処遇についての問題点を指摘されていた。また、今後の守る会（親の会）活動について危惧されている点資料・データの作り方についても他県の活動を紹介いただいた。

以上

